

# 令和8年度 第1回 岡山県認知症施策推進会議 資料

## 1 岡山県認知症対策連携会議設置要綱の改正について

新旧対照表	1
-------	---

## 2 前回会議からの動き等について

令和7年度 岡山県認知症対策推進委員会 会議資料（抜粋）	2
------------------------------	---

令和7年度 第2回 岡山県介護保険制度推進委員会 会議資料（抜粋）	6
-----------------------------------	---

【厚生労働省 事務連絡】第10期介護保険事業（支援）計画の 策定に向けた事前準備に関する留意事項について	11
---	----

## 3 第1期岡山県認知症施策推進計画（仮称）の策定に向けた基本的な考え方について

第1期岡山県認知症施策推進計画（仮称）の策定に向けた 基本的な考え方	15
---------------------------------------	----

## 4 策定スケジュールについて

計画策定スケジュール（案）	18
---------------	----

「認知症施策推進計画策定に向けた本人参加会議」について	19
-----------------------------	----

### 【参考資料（別冊）】

- ・岡山県の認知症施策について（令和7年度岡山県認知症対策連携会議資料 時点修正版）
- ・認知症施策推進基本計画（国計画）



岡山県認知症施策推進会議設置要綱 新旧対照表

新	旧
<p style="text-align: center;">岡山県認知症<u>施策推進</u>会議設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 認知症になっても、本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、行政と医療・介護・福祉等の関係者が連携し、県内における総合的な認知症<u>施策</u>を円滑に推進するための検討を行う組織として岡山県認知症<u>施策推進</u>会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 会議は次の事項に関して協議する。</p> <p>(1) 認知症<u>施策の推進</u>に関する各関係団体等の連携に関すること</p> <p>(2) 認知症の人への適切な医療、介護の提供に関すること</p> <p>(3) 認知症の人やその家族への支援に関すること</p> <p><u>(4) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法に基づく、都道府県計画に関すること</u></p> <p><u>(5) その他、認知症<u>施策</u>の推進に必要な事項に関すること</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 会議は、認知症<u>施策</u>に関連する団体等の代表や有識者を構成員として組織し、構成員は知事が委嘱又は任命する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この要綱は、令和8年4月1日から施行する。</u></p>	<p style="text-align: center;">岡山県認知症<u>対策連携</u>会議設置要綱</p> <p>(目的)</p> <p>第1条 認知症になっても、本人の尊厳が重視され、できる限り住み慣れた地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現に向け、行政と医療・介護・福祉等の関係者が連携し、県内における総合的な認知症<u>対策</u>を円滑に推進するための検討を行う組織として岡山県認知症<u>対策連携</u>会議（以下「会議」という。）を設置する。</p> <p>(協議事項)</p> <p>第2条 会議は次の事項に関して協議する。</p> <p>(1) 認知症<u>対策に向けた</u>各関係団体等の連携に関すること</p> <p>(2) 認知症の人への適切な医療、介護の提供に関すること</p> <p>(3) 認知症の人やその家族への支援に関すること</p> <p><u>(新)</u></p> <p><u>(4) その他、認知症<u>対策</u>の推進に必要な事項に関すること</u></p> <p>(組織)</p> <p>第3条 会議は、認知症<u>対策</u>に関連する団体等の代表や有識者を構成員として組織し、構成員は知事が委嘱又は任命する。</p> <p>2～5 (略)</p> <p>第4条～第7条 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p>附 則 (略)</p> <p><u>(新)</u></p>

## 共生社会の実現を推進するための認知症基本法の概要

○ 令和6年1月1日に施行された「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」において、都道府県は、国の「認知症推進基本計画」を基本としつつ、当該都道府県の実情に即した都道府県認知症施策推進計画を策定するよう努めなければならない、とされた。

### 共生社会の実現を推進するための認知症基本法 概要

令和5年6月14日成立  
令和6年1月1日施行

#### 1. 目的

認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症施策を総合的かつ計画的に推進

⇒ 認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会 (= 共生社会) の実現を推進

#### 2. 基本理念

- ① 全ての認知症の人が、基本的人権を享有する個人として、自らの意思によって日常生活及び社会生活を営むことができる。
- ② 共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深めることができる。
- ③ 日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるものの除去。地域において安全にかつ安心して自立した日常生活を営むことができるとともに、意見を表明する機会及び社会のあらゆる分野における活動に参画する機会を確保する。
- ④ 認知症の人の意向を十分に尊重しつつ、良質かつ適切な保健医療サービス及び福祉サービスが切れ目なく提供される。
- ⑤ 認知症の人のみならず家族等に対する支援により、認知症の人及び家族等が地域において安心して日常生活を営むことができる。
- ⑥ 共生社会の実現に資する研究等の推進。予防、診断及び治療並びにリハビリテーション及び介護方法など科学的知見に基づく研究等の成果を広く国民が享受できる環境を整備する。
- ⑦ 教育、地域づくり、雇用、保健、医療、福祉その他の各関連分野における総合的な取組として行われる。

#### 3. 国・地方公共団体等の責務等

国民は、共生社会の実現を推進するために必要な認知症に関する正しい知識及び認知症の人に関する正しい理解を深め、共生社会の実現に寄与するよう努める。政府は、認知症施策を実施するため必要な法制上又は財政上の措置その他の措置を講ずる。

#### 4. 認知症施策推進基本計画等

政府は、認知症施策推進基本計画を策定（認知症の人及び家族等により構成される関係者会議の意見を聴く。）

都道府県・市町村は、それぞれ都道府県計画・市町村計画を策定（認知症の人及び家族等の意見を聴く。）（努力義務）

#### 5. 基本的施策

- ①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、  
⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

#### 6. 認知症施策推進本部

内閣に内閣総理大臣を本部長とする認知症施策推進本部を設置。基本計画の案の作成・実施の推進等をつかさどる。

※基本計画の策定に当たっては、本部に、認知症の人及び家族等により構成される関係者会議を設置し、意見を聴く。

## 認知症施策推進基本計画の概要 ①

- 令和6年12月に国の「認知症推進基本計画」が策定され、基本的な方向性等が示された。

### 認知症施策推進基本計画の概要

【位置付け】 共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号。以下「基本法」という。）に基づく国の認知症施策の基本計画。これに基づき、地方自治体は推進計画を策定（努力義務）。

#### 前文 / I 認知症施策推進基本計画について / II 基本的な方向性

- 基本法に明記された共生社会の実現を目指す。
  - 認知症の本人の声を尊重し、「新しい認知症観」※に基づき施策を推進する。  
※①誰もが認知症になり得ることを前提に、国民一人一人が自分ごととして理解する。②個人としてできること・やりたいことがあり、住み慣れた地域で仲間と共に、希望を持って自分らしく暮らすことができる。
- ⇒ ①「新しい認知症観」に立つ、②自分ごととして考える、③認知症の人等の参画・対話、④多様な主体の連携・協働

#### III 基本的施策

- 施策は、認知症の人の声を起点とし、認知症の人の視点に立って、認知症の人や家族等と共に推進する。
- ⇒ 以下の12項目を設定：①国民の理解、②バリアフリー、③社会参加、④意思決定支援・権利擁護、⑤保健医療・福祉、⑥相談体制、⑦研究、⑧予防、⑨調査、⑩多様な主体の連携、⑪地方公共団体への支援、⑫国際協力

#### IV 第1期基本計画中に達成すべき重点目標等

- 次の4つの重点目標に即した評価指標を設定：①「新しい認知症観」の理解、②認知症の人の意思の尊重、③認知症の人・家族等の地域での安心な暮らし、④新たな知見や技術の活用
- 評価指標は、重点目標に即して、プロセス指標、アウトプット指標、アウトカム指標を設定

#### V 推進体制等

- 地方自治体において、地域の実情や特性に即した取組を創意工夫しながら実施
- 地方自治体の計画策定に際しての柔軟な運用（既存の介護保険事業計画等との一体的な策定など）
- ①行政職員が、認知症カフェ等様々な接点を通じて、認知症の人や家族等と出会い・対話する、②ピアサポート活動や本人ミーティング等の当事者活動を支援する、③認知症の人や家族等の意見を起点として、施策を立案、実施、評価する。

## 認知症施策推進基本計画の概要 ②

○ 県においては、基本的施策1～8（※7は国が推進）について、取り組むべき施策を検討していく必要がある。

### 基本的施策（抄）

#### 1. 認知症の人に関する国民の理解の増進等

- ・ 学校教育、社会教育における「新しい認知症観」に基づく実感的理解の推進
- ・ 認知症の人に関する理解を深めるための、本人発信を含めた運動の展開（認知症希望大使の活動支援）

#### 2. 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・ 認知症の人が自立し安心して暮らすための、地域における生活支援体制の整備等（地域の企業や公共機関等での認知症バリアフリーの推進）
- ・ 事業者が認知症の人に適切に対応するために必要な指針の策定

#### 3. 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・ 認知症の人自らの経験等の共有機会の確保（ピアサポート活動の推進）
- ・ 認知症の人の社会参加の機会の確保（本人ミーティング、介護事業所における社会参加活動等の推進）
- ・ 多様な関係者の連携・協働の推進による若年性認知症の人等の就労に関する事業主に対する啓発・普及等

#### 4. 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・ 認知症の人の意思決定支援に関する指針の策定、情報提供（「認知症の人の日常生活・社会生活における意思決定支援ガイドライン」の改定）
- ・ 認知症の人に対する分かりやすい形での意思決定支援等に関する情報提供

#### 5. 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・ 専門的な、又は良質かつ適切な医療提供体制の整備（認知症疾患医療センターの相談機能の充実）
- ・ 保健医療福祉の有機的な連携の確保（認知症初期集中支援チームの見直し、認知症地域支援推進員の適切な配置）
- ・ 人材の確保、養成、資質向上（認知症に関する研修の在り方の見直し）

#### 6. 相談体制の整備等

- ・ 認知症の人の状況等に配慮し総合的に対応できる体制整備（地域包括支援センター、認知症疾患医療センター等の相談体制整備）
- ・ 認知症の人又は家族等が互いに支え合うための相談・交流の活動に対する支援等（認知症地域支援推進員の適切な配置、認知症カフェ、ピアサポート活動、認知症希望大使の活動支援）

#### 7. 研究等の推進等

- ・ 予防・診断・治療、リハビリテーション・介護方法等の研究の推進・成果の普及
- ・ 社会参加の在り方、共生のための社会環境整備その他の調査研究、検証、成果の活用（介護ロボット・ICT等の開発・普及の支援）

#### 8. 認知症の予防等

- ・ 科学的知見に基づく知識の普及・地域活動の推進・情報収集
- ・ 地域包括支援センター、医療機関、民間団体等の連携協力体制の整備（早期発見・早期対応・診断後支援まで行うモデルの確立）

#### 9. 認知症施策の策定に必要な調査の実施

- ・ 若年性認知症の人を含む認知症の人の生活実態、社会参加・就労支援を促進する体制や社会実装の方策など共生社会の実現に関わる課題の把握と課題解決に向けた調査研究

#### 10. 多様な主体の連携

- ・ かかりつけ医、地域包括支援センター、認知症地域支援推進員、認知症サポート医、認知症初期集中支援チーム、居宅介護支援事業所、認知症疾患医療センター等の連携及び地域住民を含む多様な主体との協働、分野横断的な取組の推進

#### 11. 地方公共団体に対する支援

- ・ 地方公共団体の参考となるような取組の共有などの支援

#### 12. 国際協力

- ・ 外国政府、国際機関、関係団体等との連携、我が国の高齢化及び認知症施策の経験や技術について世界に向けて情報発信

## 岡山県認知症施策推進計画（仮称）の策定について（案）

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条に基づき、国が定める「認知症施策推進基本計画」を基本として、県の実情に即した岡山県認知症施策推進計画（仮称）を策定する。

### 1 策定の趣旨

急速な高齢化の進展に伴い認知症である者が増加している現状等に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けて計画を策定するものである。

### 2 計画の性格

共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条の規定に基づき、都道府県が策定する計画

### 3 計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

### 4 計画の内容

認知症に関する取組及び目標

国が定める「認知症施策推進基本計画」を基本として、県の実情に即した認知症に関する取組及び目標を定める

### 5 計画策定の方法

- ・令和8年度に改定作業を行う「第10期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画」と一体のものとして策定する
- ・その際、岡山県認知症対策連携会議において検討を行った上で、岡山県介護保険制度推進委員会に諮る

### 6 計画策定のスケジュール

スケジュール（案）のとおり

第10期岡山県高齢者保健福祉計画・岡山県介護保険事業支援計画・  
岡山県認知症施策推進計画（仮称）の策定について

第9期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画の計画期間が令和8年度で終了することから、老人福祉法第20条の9第1項及び介護保険法第118条第1項に基づき、老人福祉事業の供給体制を確保するとともに、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を支援するため、第10期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画を策定する。

あわせて、共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条に基づき、国が定める「認知症施策推進基本計画」を基本として、県の実情に即した岡山県認知症施策推進計画（仮称）を策定する。

## 1 計画策定の趣旨

高齢者が要介護状態等になっても、尊厳を保持し、住み慣れた地域でその有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、限りある社会資源や財源を効果的に活用しながら、必要な保健医療と福祉のサービス提供体制を計画的に整備するため、計画を策定する。

あわせて、急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって認知症の人を含めた国民一人一人がその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現に向けて計画を策定する。

## 2 計画の性格

計画は、次のような性格を有する。

- (1) 老人福祉法第20条の9第1項に規定する老人福祉計画と介護保険法第118条第1項に規定する介護保険事業支援計画とを一体のものとして、都道府県が策定する計画
- (2) 共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条の規定に基づき都道府県が策定する計画
- (3) 市町村が行う介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施の支援に関する計画
- (4) 県政の総合的な計画である「第4次晴れの国おかやま生き生きプラン」の基本方針等に沿って策定する本県における高齢者施策推進の基本となる計画
- (5) 「岡山県保健医療計画」及び「医療介護総合確保促進法に基づく岡山県計画」と整合性を確保するとともに、「岡山県地域福祉支援計画」、「岡山県障害福祉計画」、

「岡山県医療費適正化計画」、「健康おかやま21」、「岡山県住生活基本計画・岡山県高齢者居住安定確保計画」、「岡山県地域防災計画」及び「岡山県新型インフルエンザ等対策行動計画」と調和を保った計画

- (6) 中長期的な将来を展望し、全ての市町村において地域の実情に応じた介護サービスを提供する体制の確保及び地域支援事業の実施が計画的に図られるようにすることを目的とした計画

### 3 計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

### 4 計画の内容

- (1) 老人福祉圏域の設定

介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みを定める単位となる老人福祉圏域を定める。

(第9期計画までは岡山県保健医療計画に定める二次保健医療圏と一致)

- (2) 介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込み

市町村が介護保険事業計画策定のために推計した見込み等を基に定める。

- (3) 自立支援・重度化防止、介護給付適正化の取組への支援に関する取組及び目標

市町村が行う自立支援等の取組への支援に関して取組及び目標を定める。

- (4) 認知症に関する取組および目標

国が定める「認知症施策推進基本計画」を基本として、県の実情に即した認知症に関する取組及び目標を定める。

- (5) その他

国が定める「介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための基本的な指針」に基づいて策定する。

### 5 計画策定の方法

市町村との連携を図りながら、岡山県介護保険制度推進委員会において検討を行うとともに、「おかやま県民提案制度（パブリック・コメント）」で募集する県民からの意見を反映の上、策定する。

なお、認知症に関する取組等については、岡山県認知症対策連携会議において検討を行った上で、岡山県介護保険制度推進委員会に諮る。

## 6 計画策定のスケジュール（案）

令和8年 5月	<u>（◆認知症対策連携会議）</u>
6月	○介護保険制度推進委員会
7月	<u>（◆認知症対策連携会議）</u>
8月	・市町村との調整 （施策のポイントの調整）
9月～10月	○介護保険制度推進委員会（計画骨子案） ・市町村との調整 （介護給付等対象サービスの種類ごとの量の見込みの調整）
11月	<u>（◆認知症対策連携会議）</u> ○介護保険制度推進委員会（計画素案） ・市町村からの意見聴取
12月	・計画素案の決定 ・パブリックコメントの実施 ・関係団体からの意見聴取
令和9年 1月	<u>（◆認知症対策連携会議）</u>
2月	○介護保険制度推進委員会（計画案）
3月	・計画の策定

# 岡山県介護保険制度推進委員会委員

(区分別に五十音順)

区分	所 属 ・ 役 職	氏 名	備 考
学 識 経 験 者	学校法人川崎学園 川崎医療福祉大学 医療福祉マネジメント学部 特任教授	浜 田 淳	会長
	公益社団法人岡山県医師会 会長	松 山 正 春	副会長
	社会福祉法人岡山県社会福祉協議会 常務理事	水 田 健 一	
	公立大学法人岡山県立大学 保健福祉学部 教授	村 社 卓	
保 険 者 ・ 被 保 険 者	公益社団法人認知症の人と家族の会 岡山県支部 代表	安 藤 光 徳	
	岡山県国民健康保険団体連合会 常任理事	池 宗 敏 文	
	岡山県町村会 会長(新庄村長)	小 倉 博 俊	
	岡山県市長会 会長(浅口市長)	栗 山 康 彦	
	倉敷市大高高齢者支援センター センター 長	小 林 正 和	
	公益財団法人岡山県老人クラブ連合会 会長	安 田 泰 治	
事 業 者	岡山県老人福祉施設協議会 会長	赤 畠 耕 一 路	
	一般社団法人岡山県老人保健施設協会 会長	秋 山 正 史	
	一般社団法人岡山県訪問看護ステーション 連絡協議会 会長	菅 崎 仁 美	
	一般社団法人岡山県介護支援専門員協会 副会長	柴 田 倫 宏	
	一般社団法人日本福祉用具供給協会 岡山県ブロック会員	橋 本 泰 典	
	一般社団法人岡山県病院協会 常務執行役・事務長会代表幹事	山 田 晴 基	

任期 令和7(2025)年4月1日から令和9(2027)年3月31日まで

## 岡山県介護保険制度推進委員会設置要綱

### (目的)

第1条 介護保険制度の円滑な推進及び岡山県介護保険事業支援計画・岡山県高齢者保健福祉計画の進捗状況の進行管理について関係者の幅広い参画により審議・検討を行うため、岡山県介護保険制度推進委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 委員会は、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 岡山県介護保険事業支援計画の進行管理に関すること。
- (2) 岡山県高齢者保健福祉計画の進行管理に関すること。
- (3) 事業者指導・サービス評価の実施方策に関すること。
- (4) 身体拘束ゼロ作戦の推進方策に関すること。
- (5) その他介護保険制度の推進に必要な事項に関すること。

### (組織)

第3条 委員会は、委員16名以内で組織する。

- 2 委員は、保健・医療・福祉の学識経験者、保険者・被保険者の代表、サービス事業者等のうちから知事が委嘱する。

### (会長及び副会長)

第4条 委員会に、会長1名及び副会長1名を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は委員会を代表し、会務を総括する。
- 3 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

### (任期)

第5条 委員の任期は2年とする。

- 2 委員に欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

### (会議)

第6条 委員会の会議は、会長が必要に応じて招集し、会長が議長となる。

- 2 委員会には、必要に応じて部会及び専門部会を置くことができる。

### (意見の聴取)

第7条 委員会は、必要があると認めるときは、関係者の出席を求め、その説明を受け、又は意見を聴くことができる。

### (費用の弁償)

第8条 委員の会議出席に要する費用は、岡山県が弁償する。

- 2 前項に規定する費用弁償の額及び支給方法は、別に定める。

### (庶務)

第9条 委員会の庶務は、岡山県子ども・福祉部長寿社会課において処理する。

### (その他)

第10条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定める。

#### 附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成12年12月20日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成13年4月1日から施行する。

#### 附 則

- 1 第5条第1項の規定にかかわらず、平成19年度指定に係る委員の任期は平成21年3月末までとする。

- 2 この要綱は、平成19年7月19日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

#### 附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

事務連絡  
令和8年3月26日

各都道府県介護保険主管部（局）御中

厚生労働省老健局総務課  
厚生労働省老健局介護保険計画課  
厚生労働省老健局高齢者支援課  
厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課  
厚生労働省老健局老人保健課

第10期介護保険事業（支援）計画の策定に向けた事前準備に関する留意事項  
について

日頃より、介護保険行政の適正な運営に尽力いただき、御礼申し上げます。

昨年12月25日に社会保障審議会介護保険部会でとりまとめられた「介護保険制度の見直しに関する意見」（以下「意見書」という。）においては、2040年には、介護と医療の複合ニーズを抱える85歳以上人口、認知症高齢者、独居の高齢者等の増加と同時に、生産年齢人口の減少が見込まれる中、地域の規模によって高齢化・人口減少のスピードに大きな差が生じること等も踏まえ、地域の状況に応じた、きめ細かな対応が求められている。このような地域ごとの中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を踏まえて、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で、介護サービスの提供体制を確保するための方策や目指すべき方向性について、地域の実情に応じて、2040年に向けて地域包括ケアシステムを深化させ、医療・介護の一層の連携を図り、介護人材の確保、介護現場の生産性の向上を図るための取組等を十分に勘案した上で、具体的な取組や目標を介護保険事業（支援）計画に定めることが重要である。

このようなことを踏まえ、介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を確保するための指針（以下「基本指針」という。）の構成（イメージ）について、本年3月9日開催の第134回社会保障審議会介護保険部会において、意見書の内容を踏まえた形として提示した上でご議論いただき、当該議論の内容や第10期

介護保険事業（支援）計画（以下「第10期計画」という。）における基本的な考え方や方向性について、令和7年度全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議においてお示ししたところである。

今後、各都道府県及び市町村において、第10期計画の策定に向けて具体的な検討を進めていただくこととなるが、上記のとおり、**第10期計画の策定に当たっては、都道府県、市町村、地域の関係者が現状や課題について共通認識をもった上で取り組むことが、これまで以上に重要となるため、第10期計画の策定が本格化する前に、都道府県の積極的な関与の下、あらかじめ取り組んでいただきたい事項について、下記のとおりお示しする**ので、管内市町村（特別区を含む。）に対して周知をお願いするとともに、第10期計画の策定に向けて、遺漏なきようご対応をお願いする。

（参考）第134回社会保障審議会介護保険部会（本年3月9日）資料

・資料1-1 基本指針について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001668453.pdf>

・資料1-2 基本指針の構成について

<https://www.mhlw.go.jp/content/12300000/001668454.pdf>

## 記

第10期計画の策定に当たっては、第9期計画期間における実績等を踏まえつつ、地域の中長期的な人口動態や介護ニーズの見込み等を適切に捉え、地域の実情に応じて、介護サービス提供体制を計画的に確保していく必要がある。その際、市町村単位を基本とした上で、必要に応じて、都道府県が積極的に関与しながら、近隣の市町村を含めた広域的な観点から議論することが重要である。

第10期計画期間に係る基本指針の見直し案や令和9年度介護報酬改定の具体的な内容については、今後、国における議論が行われる予定であり、これに対応する形で、各市町村における次期介護保険事業（支援）計画の策定作業については、例年、計画期間開始の前年度の夏以降に本格化することとなるが、中長期的な推計に基づくサービス提供体制の計画的かつ広域的な議論を進めることができるよう、都道府県及び市町村は、第10期計画策定に向けて、次の論点について令和8年度当初から必要なデータの整理、地域分析等を行い、本年夏頃（7月を目途）に都道府県・市町村間で課題認識等の共有・意見交換を行うなど、都道府県及び市町村でよく連携しながら、別添資料の手順も踏まえて、2040年を見

具体的な目標を掲げること。

- ・ 市町村においては、介護人材確保の取組を行うに当たっては、①多様な人材の確保・育成、②離職防止・定着促進・生産性向上、経営基盤の強化、③介護職の魅力向上、④外国人介護人材の受入環境整備などについて、具体的な目標を掲げ、都道府県と連携して取組を行うことが重要であるため、県の取組状況も踏まえ、必要に応じて記載すること。
- ・ 生産性向上・経営改善支援等に向けては、都道府県において、目標 (KPI) を設定し、その達成に向けて各都道府県のワンストップ型の窓口である介護生産性向上総合相談センターにおける取組事項等、重点的に取り組む事項を明確化すること。その際、生産性向上等の取組を戦略的に推進するための協議体である都道府県介護現場革新会議等において、都道府県が主体となり、地域の課題、現在実施している支援策の内容等を整理すること。なお、都道府県介護現場革新会議において議論を行い、すでに KPI を設定している場合には、当該 KPI を計画の目標として差し支えない。
- ・ 経営改善支援に関する目標や取組事項については、県内事業者における協働化の取組件数や支援機関が連携して実施する相談対応件数等が想定されるが、都道府県の実情に応じた目標や取組事項を定めること。なお、介護事業者への経営改善支援については、今年度実施中の老人保健健康増進等事業「介護事業者の経営支援モデル事業」の報告書等が来年度上期までに発出される予定であるため、参考とされたい。
- ・ 市町村においては、必要に応じて都道府県介護現場革新会議等に参加するとともに、県の取組状況も踏まえ、必要に応じて取組事項を記載すること。

## 6. 認知症施策の推進について (別添資料 4 頁、10 頁)

### (1) 基本的な考え方

- ・ 都道府県及び市町村において、認知症の人の社会参加の場や必要な保健医療サービス及び介護サービス等について、データを活用して現状を確認し、共生社会を実現するために必要な今後の具体的な取組を定めて記載すること。

### (2) 確認・検討すべき主な事項 (一例)、都道府県・市町村間の連携等

- ・ 認知症の人と家族等の参画を得ながら、
  - ① 社会参加の機会の確保に向けた取組 (認知症カフェや本人ミーティング、ピアサポート活動といった社会参加の機会・場)
  - ② 若年性認知症支援コーディネーターや認知症地域支援推進員の配置
  - ③ 医療・介護の体制 (初期集中支援チームや認知症サポート医、認知症

#### 疾患医療センター等)

について、認知症の人の推計や「見える化」システムを活用した人口推計、サービス見込量等のデータを活用しながら、各都道府県内又は各市町村内における設置箇所数や活用状況、果たしている機能、現状のニーズと今後の見込み等の現状を確認し、都道府県又は市町村として考える今後の姿を示し、その姿の実現に必要な具体的な取組を定めること。

- 都道府県と市町村のそれぞれにおいて把握した現状や今後の姿について突合し、それぞれの視点から、認知症に対する医療・介護の体制について、
  - ① 介護保険事業（支援）計画の策定の際に都道府県と市町村で話す場
  - ② 協議の場等などを活用して確認を行うこと。
- 例えば、各医療・介護資源の地域偏在や、利用状況から見える必要とされる機能の確認、市町村から見たアクセスの状況などを確認することを通して、都道府県と市町村の役割分担の下で、必要な支援体制を議論すること。
- 各都道府県においては、議論が円滑に進むよう、市町村に活用可能なデータや議論に必要な視点などを事前に共有し、適切な市町村支援を行うこと。
- こうした中で、認知症の人や家族等と出会い、対話し、意見を交換して認識の共有を踏まえた上で、共生社会の実現を推進するための認知症基本法（令和5年法律第65号）及び認知症施策推進基本計画（令和6年12月3日閣議決定）の基本的施策に基づき第10期計画を策定すること。

# 第1期岡山県認知症施策推進計画（仮称）の 策定に向けた基本的な考え方

## I 県計画策定の趣旨等

### 1 計画策定の趣旨

急速な高齢化の進展に伴い、認知症の人が増加している現状に鑑み、認知症の人が尊厳を保持しつつ希望を持って暮らすことができるよう、認知症に関する施策を総合的かつ計画的に推進するため、本計画を策定する。

### 2 基本理念

認知症の人を含めた県民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会の実現を目指す。

### 3 計画の性格

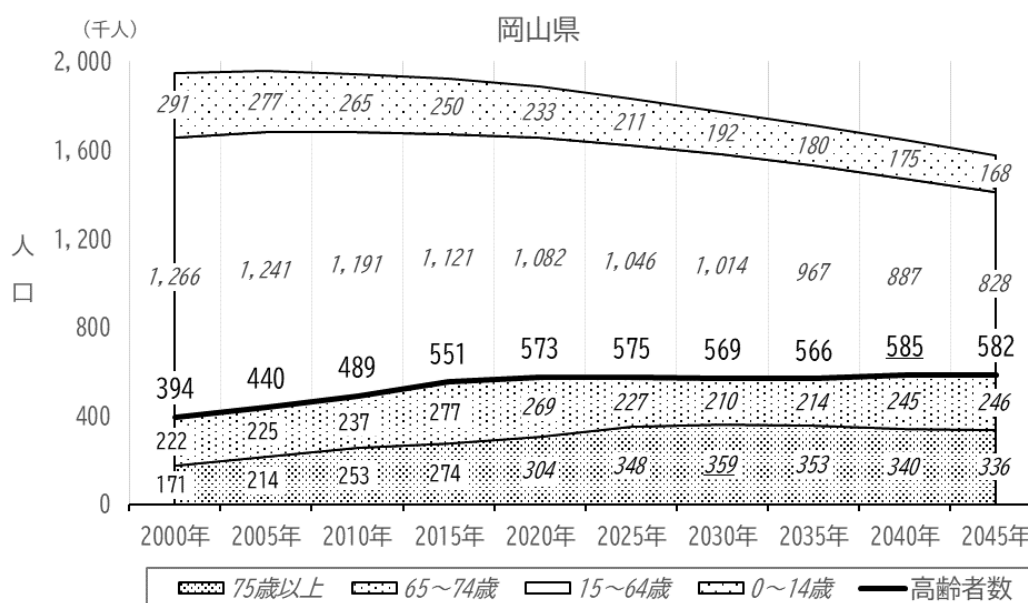
共生社会の実現を推進するための認知症基本法第12条の規定に基づき都道府県が策定する計画

### 4 計画の期間

令和9年度から令和11年度までの3年間

## II 現状

### 1 高齢者の人口

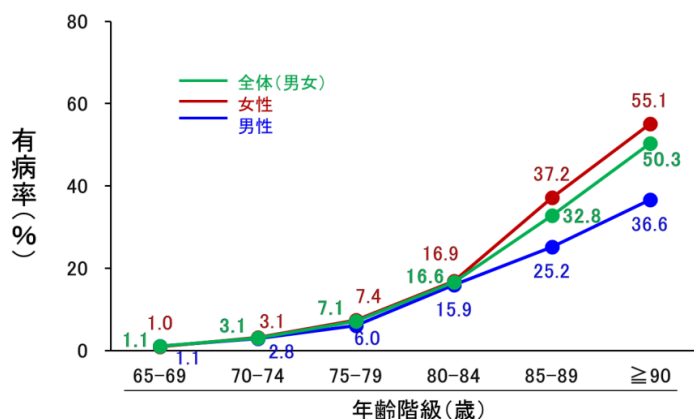


資料：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5(2023)年12月公表）  
※2000年～2020年は、総務省統計局「国勢調査」

## 2 認知症及び軽度認知障害（MCI）の高齢者数

### ① 認知症

年齢階級別の有病率（2022年時点）



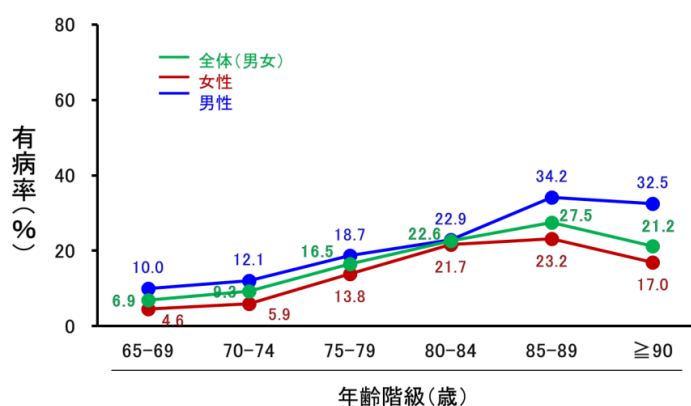
岡山県の高齢者数と有病率の将来推計

年	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
高齢者数	575,081人	568,652人	584,968人	570,385人
認知症高齢者数	77,995人	84,965人	92,852人	89,078人
高齢者における認知症 有病率 ( )内は全国値	13.6% (12.9%)	14.9% (14.2%)	15.9% (14.9%)	15.6% (15.1%)

### ② 軽度認知障害（MCI）

もの忘れなどの軽度認知機能障害が認められるが、日常生活は自立しているため、認知症とは診断されない状態。

年齢階級別の有病率（2022年時点）



岡山県の高齢者数と有病率の将来推計

年	令和7年 (2025年)	令和12年 (2030年)	令和22年 (2040年)	令和32年 (2050年)
高齢者数	575,081人	568,652人	584,968人	570,385人
MCI高齢者数	91,341人	94,325人	93,158人	93,120人
高齢者におけるMCI 有病率 ( )内は全国値	15.9% (15.4%)	16.6% (16.0%)	15.9% (15.6%)	16.3% (16.2%)

資料：「認知症及び軽度認知障害の有病率調査並びに将来推計に関する研究」（九州大学 二宮利治教授）及び  
国立社会保障・人口問題研究所『日本の地域別将来推計人口』（令和5（2023）年推計）

### Ⅲ 課題

認知症の人ができる限り地域のよい環境で自分らしく暮らし続けることができる社会の実現

### Ⅳ 取り組むべき施策

#### 1 認知症の人に関する県民の理解の増進等

- ・「新しい認知症観」をはじめ認知症に関する知識及び認知症の人に関する理解の推進
- ・本人発信を含めた普及啓発の展開 等

#### 2 認知症の人の生活におけるバリアフリー化の推進

- ・認知症の人が安心して暮らせる生活支援体制の整備
- ・認知症の人が安全に外出できる体制づくり 等

#### 3 認知症の人の社会参加の機会の確保等

- ・認知症の人自らの経験等の共有・社会参加の機会の確保
- ・若年性認知症の人への支援 等

#### 4 認知症の人の意思決定の支援及び権利利益の保護

- ・認知症の人の意思決定支援
- ・権利擁護の推進 等

#### 5 保健医療サービス及び福祉サービスの提供体制の整備等

- ・早期発見・早期対応、医療体制の整備
- ・医療・介護従事者等の認知症対応力向上の促進 等

#### 6 相談体制の整備等

- ・認知症の人や家族等の状況に応じて総合的に対応できる体制整備
- ・認知症の人や家族等の交流活動に対する支援 等

#### 7 認知症の予防等

- ・予防に関する啓発・知識の普及
- ・フレイル予防・介護予防の推進 等

### Ⅴ 目標指標

- ・認知症サポーター養成講座受講者数
- ・認知症介護指導者養成研修修了者数 等

## 計画策定スケジュール（案）

### 令和8年度

		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
認知症施策推進計画（仮称）	県	・基本的な考え方作成	・基本的な考え方作成	・素案（案）作成	・素案（案）作成	・素案（案）作成	・素案作成（意見反映）	・素案作成（意見反映）	・計画（案）作成	・計画（案）作成	・計画（案）作成	・計画（案）作成	・計画策定
	本人・家族	・ひまわりの会（4、6、8、10、12、2月） ・つどい（毎月） ・本人ミーティング ・交流会 等への参加											
	委員会等			認知症施策推進会議 基本的な考え方協議	意見	認知症施策推進会議 素案（案）協議	意見		認知症施策推進会議 素案協議			認知症施策推進会議 計画（案）協議	
	市町村			情報提供		意見照会			情報提供			情報提供	
	その他									〔パブリックコメント〕			
		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
第10期岡山県高齢者保健福祉計画・介護保険事業支援計画	県						・素案作成	・素案作成	・素案作成	・計画（案）作成	・計画（案）作成	・計画（案）作成	・計画策定
	委員会等				①制度推進委員会			②制度推進委員会	③制度推進委員会			④制度推進委員会	
	市町村	・情報共有											
	その他									・パブリックコメント			

## 「認知症施策推進計画策定に向けた本人参加会議」について

### 1 目的

認知症の人及びその家族から意見を聴き取り、認知症の人を含めたすべての人が希望と尊厳を持って暮らすことができる共生社会の実現に向けた計画の策定につなげることを目的として開催する。

### 2 参加者

認知症の本人及びその家族 計6名程度（本人・家族各3名程度）

なお、参加者については、公益社団法人認知症の人と家族の会岡山県支部の協力を得て、個別に参加を依頼する。

### 3 内容及び開催時期

昼食を交えながら、参加者が発言しやすいリラックスした雰囲気の中で、意見交換を行う。

#### (1) 第1回：6月下旬頃

計画の策定に向けて意見交換を行う。

例) テーマ1 <理解>：「新しい認知症観について」

テーマ2 <バリアフリー>：「生活の場面で感じる障壁について」

テーマ3 <相談体制>：「相談する場について」

#### (2) 第2回：8月下旬頃

第1回会議の意見を踏まえ、事務局において作成する計画素案（案）について意見交換を行う。